

第13章 復旧活動の実績と課題4 ～被災物品の仕分け・洗浄・仮置き～

第1節 被災物品の仕分け、再利用物品の洗浄・仮置きの重要性

水害においては、家具・家電・電化製品・台所用品・食器・証書・通帳・その他物品等、あらゆるものが浸水により被害を受ける。

これら水害に被災した各種物品については、まず下記の通り分類する。

1 災害廃棄物として廃棄する。

2 洗浄・乾燥させ再利用する。

被災からの復旧については、多額の費用が必要であるため、可能な限り物品を再利用していく必要がある。

ここでは、平成・令和の豪雨災害時の被災物品の仕分け・洗浄・仮置きの経過を記載し、成果と課題・改善点と今後の方針を記載したい。

第2節 平成・令和の豪雨災害の復旧活動実績

第1 平成30年8月5日～

日付	時刻	箇所	人数	道具	内容・詳細
8月6日	9:25	本堂	4人	軽トラック	本堂畳等の搬出。親族・信徒が作業を支援。
8月6日	11:07	本堂	4人	軽トラック	本堂畳の8割は、排出完了。
8月6日	17:29	巡礼堂	3人	ゴミ袋	災害ゴミを巡礼堂玄関、巡礼堂脇に仮置き
8月6日	17:29	巡礼堂	3人	タライ	再利用する被災物品(食器等)を巡礼堂玄関に仮置き。
8月7日	13:10	巡礼堂	3人	ゴミ袋、タライ ケース	巡礼堂玄関前に、災害ゴミ搬出を実施
8月9日	12:01	本堂	2人	無し	本堂の須弥壇、御信者参拝スペース(燭台等)設置
8月9日	18:00	本堂	2人	無し	本堂の売店、御朱印スペースの設置完了
8月10日	13:51	巡礼堂	4人	トラック(2ト以上)	巡礼堂前の災害ゴミ、トラックに乗せ災害ゴミ置き場へ



第2 平成30年8月31日～

日付	時刻	箇所	人数	道具	内容・詳細
8月31日	12:23	巡礼堂	3人	ゴミ袋、タイヤ ケース	本堂玄関前に、清掃する被災物品を仮置き
9月1日	11:28	巡礼堂	4人	2tトラック	巡礼堂前の災害ゴミ、トラックに乗せ 災害ゴミ置き場へ
9月1日	15:30	巡礼堂	4人	2tトラック	巡礼堂前の災害ゴミ、トラックに乗せ 災害ゴミ置き場へ。ほぼ完了



第3 令和6年7月25日～

日付	時刻	箇所	人数	道具	内容・詳細
7月28日	10:58	執務室	2人	ゴミ袋・軽トラ	被災した書類の搬出
7月31日	11:59	本堂	3人	2トントラック	ゴミの搬出
8月1日	9:46	巡礼堂	2人	ゴミ袋	被災した座布団類
8月1日	16:45	本堂	2人	ブルーシート	被災した十三仏関係書類の整理



第3節 活動実績の検証 ～成果・課題・今後の方針～

第1 開始時期・日程等

成果:災害廃棄物の仮置き場や再利用物品の洗浄箇所を確保後、被災物品を仕分けし、移動することはできた。

課題:令和6年は排水ポンプの調達が遅れた影響で、境内の清掃が捗らず、災害廃棄物の仮置き場や再利用物品の洗浄箇所の確保が遅延した。その結果、被災物品の仕分け開始も遅延した。

方針:被災後は速やかに排水ポンプを手配し、境内清掃を実施することで、被災物品の置き場を確保したい。

第2 仕分けの基準

成果:被災物品を、災害廃棄物と再利用物品に仕分けすることは、一応できた。

課題:被災物品を災害廃棄物と再利用物品に仕分けする明確な基準が未設定であった。そのため、被災した文化財や再利用可能な物品を誤って破棄したり、再利用不可能な物品を洗浄した後に廃棄する事例が発生した。これにより、動産及び復旧作業の時間的な損失が発生した。

特に、大般若経の半巻を破棄してしまったことは、無念極まりない。被災と虫食いで修復不可能と思われる状態であったが、応急処置を行っていれば、修繕できた可能性もある。

他には、襖・障子・戸板を外して移動した後に再設置する際、どこの戸板かわからなくなってしまうことがあった。

方針:下記の通り、判断基準を設定したい。

項目	対応	判断基準
寺宝・文化財	保存	寺宝・文化財は、どんなに破損しても原則保管し、復旧・修繕を志す。
証書・通帳	保存	金銭や権利関係書類は、どんなに破損しても原則保管する。
棚・家具類	再利用	原則、洗浄し再利用。
	廃棄	腐食等により、使用不可能又は危険性が高い場合
食器類	再利用	原則、洗浄し再利用
	廃棄	使用不可能・不要・余剰な物品
その他書類	再利用	寺院活動やご信徒・寺族にとって重要な物
	廃棄	本・新聞紙等。再利用不可能な物。
その他物品	再利用	原則、洗浄し再利用。
	破棄	使用不可能・不要・余剰な物品

襖・障子・戸板等には、事前に番号等を振ることで、円滑に再設置できるようにする。

第3 搬出先の設定

成果:被災物品を、支援者の手を借りて、災害廃棄物仮置き場・再利用物品洗浄場所等

に、搬出することはできた。

課題：平成・令和の災害ごとに、搬出先がバラバラであり、作業が非効率であった。

方針：被災物品の仕分けについて、対応を下記の通り定める。

- 1 災害発生後、軽トラックを手配する。
- 2 大型の災害廃棄物(棚・畳・家具・家電等)は、軽トラック等を活用し、村駐車場に一旦仮置きさせて頂く。事前に、鮭川村への一時使用を依頼しておく。
- 3 小型の災害廃棄物(可燃ごみ/紙・衣類、不燃ごみ/小型家電・金属類)は、境内の車庫脇花壇に集約後、村駐車場に仮置きさせて頂く。
- 4 災害廃棄物は、可能な限り、写真・メモにより数量を記録する。
- 5 後日、鮭川村指定の災害廃棄物回収場所に、運搬する。

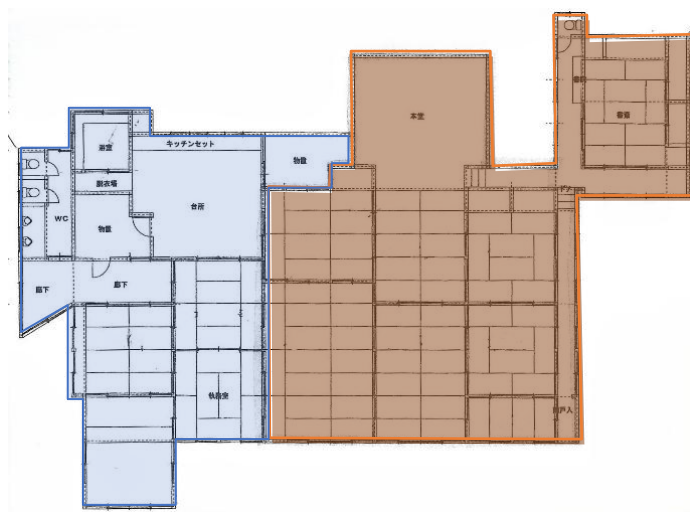
第4 被災物品を搬出する箇所（部屋）の順序

成果：支援者の協力により、被災物品を境内に移動出来た。

課題：搬出口から近い場所から被災物品の移動を行った。それにより、その後、さらに奥の部屋にある被災物品を取りに行った際、床を被災物品や長靴の泥で汚してしまった。

方針：被災箇所の奥の部屋から順に、被災物品の移動⇒室内清掃を実施する。具体的には、下記の通り。

NO	物品搬出・清掃順序	被災物品搬出口
①	①離書斎⇒ ②須弥壇⇒③本堂	④本堂玄関
②	①台所脇物置⇒ ②風呂場⇒ ③台所⇒ ④トイレ⇒ ⑤漬物小屋⇒ ⑥廊下⇒ ⑦居間⇒ ⑧執務室隣⇒ ⑨執務室	⑩寺族玄関
①	①渡り廊下奥物置⇒ ②渡り廊下	③勝手口
②	①巡礼堂	②巡礼堂玄関



第5 担当者の設定

成果：平成・令和の豪雨災害では、地域の方々が自主的に被災物品の搬出や洗浄を実施してくれた。

課題：効率的な被災物品の搬出や洗浄のために、作業グループを設定すべきだった。

方針：今後は下記の通り作業グループを設定したい。

- 1 被災物品搬出 1～5 人程度／グループ数は任意
被災物品の搬出は、対象物において必要人員が異なるため、柔軟に対応する。
- 2 再利用物品洗浄 2 人×2～3 組

役割	道具	人数	詳細
洗浄係	高圧洗浄機	1 名	高圧洗浄機で物品を洗浄
水ぶき・空拭き	布巾・ぞうきん	1 名	高圧洗浄機で洗浄後、布巾で拭く

第6 仕分け・移動・洗浄・仮置きのための道具

成果：平成の豪雨災害時では、地元・御信者・仏教関係者が、災害廃棄物を運搬するための軽トラックや、再利用物品を洗うための高圧洗浄機など道具を、自主的に準備してくれた。平成の豪雨災害後、庭月観音で高圧洗浄機を購入・活用することで、効率的な物品洗浄が出来た。

課題：清掃用具の事前準備が不足していたため、作業の途中で買い出しに行かねばならず、作業が遅延した。

災害廃棄物を詰めるゴミ袋を準備していなかった。支援者から肥料袋を分けてもらった。

軽トラックを自主的に手配できなかった。もう一台あれば、更に効率的な作業を実施できた。

高圧洗浄機を、事前にもう一台準備していれば、迅速な洗浄ができた。

高圧洗浄機につなぐホースの選定に誤りがあった。ビニール製の安価なホースを使用したため、高圧洗浄機の水圧に耐えられず、水漏れが発生した。

高圧洗浄機の取水場所を、事前に確定していなかった。

高圧洗浄機と蛇口を接続する金具・工具が、準備不足であった。

洗浄場所に敷くブルーシートが足りなかった。

方針：下記の通り

- 1 被災後は、軽トラックを速やかに手配する。
- 2 被災後は、境内を速やかに清掃し、被災物品の置き場所を設置する。
- 3 高圧洗浄機やホース、金具、袋など必要物品一覧を取り纏めておく。
- 4 高圧洗浄機と蛇口を接続する場所を、事前に確定しておく。
 - (1) 境内表側：手水屋脇の水道 2 カ所
 - (2) 境内裏側：燃料タンク脇の水道 1 カ所
- 5 ブルーシート類は十分に準備しておく
- 6 上記をリスト化しておく。

第7 総括

- 1 被災後は速やかに排水ポンプを手配し、境内清掃を実施する。
- 2 被災物品を災害廃棄物と再利用物品に仕分けする明確な基準を、設定する。
- 3 被災箇所の奥の部屋から順に、被災物品の移動⇒室内清掃を実施する。
- 4 被災物品の搬出順序・搬出口・搬出先を設定する
- 5 物品搬出・再利用物品の作業グループを設定する。
- 6 物品の仕分け・移動・洗浄・仮置きのための道具を、リスト化し準備する。